

(施 策) 消防防災対策の推進

目 的

風水害、土砂災害、地震、大規模火災・事故等の災害による住民の生命と財産への被害を最小限にするため、防災関係機関等の連携を強化し、防災訓練の実施、防災関連情報システムの整備、警戒避難体制の整備、建築物等の耐震化対策等を推進します。

成果指標と目標値

目標値(平成19年度)		現状値(平成15年度)
災害情報等の認知から災害対策本部会議開催までの時間	←	60分
化学ポンプ車等の配置基準達成率	←	79.0%
公的建造物の耐震化率	←	56.4%

地域防災計画に基づく災害情報等の認知から災害対策本部会議開催までの対応に必要な時間です。化学ポンプ車、はしご付きポンプ車及び救助工作車の市町村における配置基準達成率です。防災上重要な公共施設等が耐震化されている割合で、目標値は平成19年度までに耐震改修を完了する施設数を含みます。 防災上重要な公共施設等：県・市町村庁舎、学校、社会福祉施設、診療施設など

【算式】

$$\text{公的建造物耐震化率} = \frac{\text{昭和57年以降建築の棟数} + \text{耐震改修実施棟数} + \text{改修の必要のない棟数}}{\text{公共施設全棟数(4,753棟)}}$$

現状と課題

本県は、その自然環境の特性から幾多の風水害に見舞われ、昭和58年豪雨災害では、洪水や土砂災害等により107名の尊い人命を失い、防災対策に多くの教訓を残しました。

平成12年の鳥取県西部地震、平成13年の芸予地震では、本県でも住宅倒壊や路面陥没等の被害が生じており、西日本では現在、直下型地震が発生する可能性があると言われています。

災害に対する予防対策として、県民の防災意識の向上、災害のおそれのある土地の明確化と利用規制、消防団の活性化や自主防災組織等の育成強化、防災訓練の充実、備蓄物資の整備、高齢者や傷病者など災害時要援護者の安全確保対策に取り組むことが必要です。

災害発生時には、県・市町村の迅速な初動対応の確立、被害情報の収集と警戒・避難体制の確立、周辺住民への広報活動、被災者への物資等の配布など、災害応急対策を迅速、的確に実施することが重要です。

県庁舎や学校など防災上重要な県有施設の耐震化対策の推進、民間施設の耐震化対策、木造住宅等の耐震診断の促進と転倒防止対策など全県的に取り組むことが必要です。

火災の予防・消火、救急救助など迅速な対応、消防体制の広域化と体制の強化が課題となっています。

災害時医療体制を確保するため、圏域別災害拠点病院の設備整備、医療従事者の災害訓練、重傷者の広域搬送体制の確立、避難所における医薬品の確保等に取り組む必要があります。

目的を達成するための主な基本事務事業

主な事務事業

事業名	概要
<p>消防対応力の充実強化</p> <p>〔担当課〕消防防災課</p> <p>【実施主体】 県 市町村 民間 県民 国等</p>	<p>本県の消防体制は11の常備消防本部と全市町村消防団が担っており、これらの体制の強化と広域化、消防団等の活性化、航空消防防災活動などの充実強化を図ります。</p> <p>常備消防体制整備事業</p>
<p>一般防災力の充実強化</p> <p>〔担当課〕消防防災課</p> <p>【実施主体】 県 市町村 民間 県民 国等</p>	<p>防災訓練の実施、備蓄物資の整備、被害情報を収集するための防災情報システムの整備、高圧ガス等の安全確保等により、一般防災力の充実強化を図ります。</p> <p>震災、風水害等災害対策事業</p>
<p>災害時の医療体制整備事業</p> <p>〔担当課〕医療対策課</p> <p>【実施主体】 県 市町村 民間 県民 国等</p>	<p>被災住民に対して迅速かつ的確な医療救護活動を行うための体制整備を行います。また、地震シミュレーション訓練を通して各機関との連携強化を図ります。</p> <p>風水害震災時の医療体制整備</p>
<p>建築物の安全安心確保事業</p> <p>〔担当課〕建築住宅課</p> <p>【実施主体】 県 市町村 民間 県民 国等</p>	<p>建築基準法に基づく建築行為の確認、許可、認定、指定、監視指導業務等を実施し、適法な建築と既存建築物の適法な維持管理により建築物の安全確保を図ります。</p> <p>建築基準法に基づく確認・許可・認定・指定・監視・指導業務 「耐震改修の認定制度」の利用や木造住宅等の耐震診断を促進します。</p> <p>建築物耐震改修促進事業 建築物の耐震改修計画の内容が「建築物の耐震改修の促進に関する法律」で規定されている基準に適合していることを所管行政庁が認定した場合、融資・税制の優遇措置や建築基準法の特例を受けることができる制度</p>
<p>建築物災害防止事業</p> <p>〔担当課〕建築住宅課</p> <p>【実施主体】 県 市町村 民間 県民 国等</p>	<p>防災性能を十分備えていない既存建築物の改修の必要性など建築物の防災知識の普及を図り、防災改修、耐震改修及び土砂災害防止のための家屋移転を促進します。</p> <p>応急危険度判定業務</p>
<p>河川・海岸における防災対策</p> <p>〔担当課〕河川課</p> <p>【実施主体】 県 市町村 民間 県民 国等</p>	<p>洪水発生時等に河川流域住民や海岸周辺住民の命と財産を守るための水防活動を行い、被害の未然防止と軽減化を図ります。災害発生時に関係機関と連絡をとり被害拡大防止を図ります。</p> <p>水防活動</p>
<p>土砂災害情報の提供事業</p> <p>〔担当課〕砂防課</p> <p>【実施主体】 県 市町村 民間 県民 国等</p>	<p>土砂災害のおそれのある土地の情報や雨量情報等を積極的に提供し、住民が日頃から土砂災害に対して万全な備えができるよう支援します。</p> <p>土砂災害情報通報事業 土砂災害防止対策の推進に関する事業</p>
<p>災害警備体制の充実</p> <p>〔担当課〕警察本部警備第二課</p> <p>【実施主体】 県 市町村 民間 県民 国等</p>	<p>避難場所、避難経路等の基礎資料を収集し、避難誘導、救出・救護、交通対策など災害種別に応じた災害警備計画を整備します。</p> <p>救出救助用装備資機材や通信機材等の整備充実を図るとともに、教養・訓練により救出救助技術の向上を図り、災害警備体制を強化します。</p> <p>救出救助体制強化事業</p>